

意見書案第 22 号

生活扶助額引下げに関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 19 年 12 月 11 日

川崎市議会議長 樋 木 茂 哉 様

提出者	川崎市議会議員	潮 田 智 信
	”	竹 間 幸 一
	”	佐々木 由美子
	”	猪 股 美 恵

生活扶助額引下げに関する意見書

生活保護制度は、国民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障した日本国憲法第25条の理念を実現するための制度であり、わが国における生活の豊かさ及び人権意識を計るバロメーターである。

しかしながら、厚生労働省の「生活扶助基準に関する検討委員会」は、生活保護世帯が受け取る食費や光熱水費等の生活費にあたる生活扶助額が、低所得者世帯の消費支出に比べて高く不公平感があるとして、生活扶助額の引下げの容認につながる報告書をまとめた。

現状では、ワーキングプアの増加や生活保護費より低い国民年金の支給額などの問題があるが、生活保護費の引下げは、最低賃金の底上げに逆行するものであり、低所得者世帯の所得を最低基準である生活保護費に近づけることこそ必要である。

また、わが国では、年間3万人以上の人々が自ら命を絶つ現状が9年間も続いており、社会のセーフティネットとして、国が責任を持って生活保護制度の水準を維持していくことが強く求められている。

よって国におかれては、生活扶助額の引下げではなく、生活保護世帯の一層の自立を図るため、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

厚生労働大臣